



埼玉県

お知らせ

各入札執行要綱及び競争入札参加者心得を改正しました

令和4年2月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用

入札事務の効率化や簡素化を図るため、関係要綱等の改正を行いました。

1 課税事業者届出書提出の廃止

落札者が免税事業者の場合のみ、免税事業者届出書を提出することとします。なお、提出がない場合は課税事業者として扱います。

2 入札参加資格確認書類等の提出方法の拡大

事後審査型の「確認資料及びその他必要な資料」、標準型の「その他必要な資料」の提出について、電子メールやファイル転送サービスでの提出を可能としました。

※電子メールやファイル転送サービスでの提出について

確認資料等は「PDF形式」で提出してください。複数ファイルの場合は、「ZIP形式」で1つにまとめてください。

※ファイル転送サービスによる提出について

提出するデータ容量が大きい場合は、ファイル転送サービスによる提出もできます。入札参加者からご連絡をいただいたのち、発注者からシステムのURLを記載した電子メールを送信しますので、このURLからログインし、提出してください。セキュリティ上、県のシステムの利用のみとなります。

※詳細については、発注者から送付される落札候補者通知等に記載された方法を確認の上、提出をお願いします。

【お問い合わせ先】 総務部 契約局 入札課 企画・公共調達改革担当
電 話 048-830-2734・2723

電子証明書記載事項に変更が生じる場合の留意事項

入札手続き期間中に変更が生じる場合も注意が必要です

代表者等の変更（改姓、改名も含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等*¹と異なることとなる場合、変更日*²以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないでください。

*¹ 「名義人氏名等」とは電子証明書に記載される以下の事項です

○名義人氏名

【工事等】埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者）

【物品等】物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者）

○名義人所属の会社本店住所（登記している場合）

○名義人所属の会社名（登記している場合）

○名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合）

*² 「変更日」とは

○代表者・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日

○代表者の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日

上記内容が変更されると、電子証明書は使用できません。

・前名義人氏名等の電子証明書（旧電子証明書）を使用した入札は無効になります。

・旧電子証明書を使用して入札を行った者は、入札参加停止等の措置を受けることがあります。

登記等の手続を待たず、直ちに変更に伴う手続を開始してください。

A 「埼玉県電子入札共同システム」の「競争入札参加申請受付システム」で入札参加資格者名簿の内容について変更申請（入力・データ送信）を行う。

B 電子証明書利用者登録の手続：1）旧電子証明書の失効手続

2）新名義人氏名等の電子証明書（新電子証明書）の取得・利用者登録

C 「電子入札における紙入札の具体的方法による」による手続き（下記アドレス参照）

U R L : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html#denshinyuusatsu>

A,Bが整えば

新電子証明書で入札参加できます。

・新電子証明書を利用するまでにA及びBが完了していること。

A,Cが整えば

紙入札で入札参加できます。

・確認申請書提出期限までにC、開札日までにAが完了していること。

電子証明書記載事項変更時の一般競争入札参加のパターン

